

## 〈2〉 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

### 〈大学全体〉

各学部・研究科における卒業・修了認定の要件については、各年度の履修要覧《資料IV-4-10》に掲載されており、「神奈川大学学位規程」《資料IV-4-11》に基づき各学部教授会において審議され、適切に行われている。最終年次または進級を設けている年次の成績をシステムから出力し、学修進路支援部（第一部）の職員がその数値に間違いがないか、手計算で確認し、卒業・進級・修了の認定資料としてまとめた後、3月に行われる判定会議にて教員が認定している。

大学院については、「論文試験」の成績評価基準について、大学院学務委員会が各研究科で決定する評価基準の指標となる項目を提示し、2007年度より履修要覧で学生に明示している《資料IV-4-6》。さらに2011年度には、学位論文審査基準の内規化と外部への公表に関して大学院学務委員会より各研究科へ自己点検・評価活動の依頼を行った《資料IV-4-12》。この結果、「論文試験」の成績評価基準において、内容及び公表の方法は客観性・厳格性を確保している。この基準に照らし、論文試験の審査が各研究科委員会における実質的な審議を経て、大学院委員会で最終審議が行われ、学位授与は適切に行われている。

また、修業年限の短縮《資料IV-4-13》・長期履修《資料IV-4-14》・特定の課題《資料IV-4-15》についての研究成果による学位授与については、博士前期課程において2009年度より取扱規程を設け厳格に行われている。修業年限の短縮については、「早期修了制度」として履修要覧に明示し、博士前期課程において特に優れた研究業績をあげた学生が願い出により入学年度の1年間で博士前期課程を修了し学位を取得できる制度で、法務研究科を除く全研究科において導入されている。長期履修については、「長期履修学生制度」として履修要覧に明示し、博士前期課程において、多様な履修形態を提供することを目的に、願い出により通常2年間で修了する課程を最長4年間で計画的に履修する制度で、早期修了制度と同様、法務研究科を除く全研究科において導入されている。特定の課題についての研究成果による修了については、博士前期課程において2009年度より取扱規程を設けて、法律学専攻、経営工学専攻、建築学専攻の3専攻において実施している。各専攻において、十分な議論のもと特定課題の評価基準、一部コースの履修モデルを設け明示している。

また、大学院進学希望者が学部4年次で大学院科目を一部入学前の既修得単位として認定出来る「大学院特別科目等履修生制度」もある《資料IV-4-16》。

### 〈1 法学部〉

本学部の学位授与については、本学学則、学位規程及び履修要覧《資料IV-4-10》に記載されている卒業所要条件に基づき、学位授与の方針を踏まえて教授会にて卒業認定が行われている。2011年度から2013年度までは、ほぼ75%の学生が卒業要件を満たして卒業している《資料IV-4-5 No. 32》。

### 〈2 経済学部〉

学位授与は、本学部の履修要件に従って適切に行われている。大学全体の再試験の廃止、経済学部の定期試験の相対評価（不可比率20%基準）、各コースの修得単位数の厳格化、3年次への進級制度導入などにより、教育の質向上を実施している。

### 〈3 経営学部〉

学則に定める卒業要件単位数については、履修要覧《資料IV-4-10》に卒業要件として明

記しており、学生への周知徹底が図られている。学生一人ひとりの履修単位数については、卒業・進級判定会議を毎年3月初旬に開き、専任教員全員による判定ならびに確認作業を行っている。

本学部では3・4年次生全員が演習を必修としており、卒業論文の作成と提出が卒業要件、つまり学位取得の前提条件として義務付けられている。卒業論文は最低字数12,000字以上であり、その要約は本学部で毎年発行される『国際経営年報』《資料IV-4-17》に全員分が掲載され、卒業式当日に卒業生全員に配布される。

#### 《4 外国語学部》

履修要覧《資料IV-4-10》の教育課程表に定められた卒業要件単位数に基づき、毎年前期・後期の各期末に各学科で下記のように適切に判断された上、最終的には外国語学部教授会で卒業が認定される。

英語英文学科では、2月の拡大カリキュラム会議において在籍学生の1年次からの成績・単位取得状況等を検討し、学位取得のための学修状況の問題点を早い段階で把握・対応し、学位授与基準の適正な運用に努めている。

スペイン語学科では、教育課程表に定められた卒業要件単位数に基づき、卒業判定を行っている。スペイン語学科の学位授与のプロセスの特徴としては、スペイン語を使って情報を収集し、問題を解決し、発信するための最低限の運用能力を身に付けるために、2年次終了までに必修の演習科目（A群科目）の20単位うち14単位以上を修得していなければ、3年次以降のスペイン語演習科目を履修できないようになっている点が挙げられる。

中国語学科では、2年次から3年次にかけて進級制度を設け、卒業に向けて無理なく学修を進められる態勢を整え、進級時から卒業にかけて学位授与を適切に行えるよう定期的に成績会議を開き、判定を行っている。

国際文化交流学科では、2年次から3年次への進級要件を設け、必要単位を修得しなければ進級できないようにしている。「FYS」（2単位）、「国際文化交流基礎演習」（2単位）、「外国語科目」（10単位以上）である。また、卒業要件（学位授与の要件）は、共通基盤科目及び共通テーマ科目を22単位以上、専門基幹科目を18単位以上、専門基幹科目を52単位以上、関連科目を20単位以上修得しなければならない。それぞれの単位を適切に修得し、外国語運用能力、日本・世界の文化についての専門知識、異文化コミュニケーション能力、情報の収集・分析・発信の能力などが十分に身につけていることを見定めた上で学位を授与している。

#### 《5 人間科学部》

本学部本学科の卒業に必要な要件は履修要覧《資料IV-4-10》に明記されており、4年以上在学し、共通教養科目及び専攻科目を合わせて126単位以上取得した者に学士（人間科学）の学位を授与している。全教員が出席する教授会において卒業判定を行っている。

本学部本学科の教育の成果である学位授与率は、2012年度は82.7%、2013年度は87.3%であった。年度により多少の変動があるのは、各年度において、規定に則り厳密に判定していることを示している。

#### 《6 理学部》

卒業要件は履修要覧《資料IV-4-10》に、伝統と文化・現代社会に対する深い理解をもたらす外国語を含めた一般教養、理学の基礎に関わる素養、各学科の学問領域の基礎知識と

専門知識、卒業後も成長して社会に貢献できる能力（以上要旨）の4点を明記しており、厳格な単位認定をもとに適切に行っている。特に、卒業研究の評価は学科・研究室主催の発表会での発表を要件としており、学位授与の方針に基づいた総合評価となっている。

#### ◀7 工学部▶

履修要覧《資料IV-4-10》の教育課程表で定めた卒業要件を満たしている者に対して、教授会で承認して卒業を認定し、学位を授与している。

#### ◀8 法学研究科▶

本研究科では、修了要件単位の修得及び学位論文審査に合格することをもって、修了認定している。修士の学位授与に関しては、「修士論文評価基準」及び「特定課題研究評価基準」を、また博士の学位授与に関しては、「博士論文評価基準」が学位授与を判断する基準である。修士に関しては、論文中間報告会を経て、口頭試問による論文最終審査を実施し、その報告書に基づき本研究科委員会において学位授与の適否が最終的に判断される。博士に関しては、修士の場合に加え、外部の識者も招いた公聴会における論文発表・質疑応答が義務づけられている。こうした手続を通じて、学位は厳格に認定している。

#### ◀9 経済学研究科▶

学位授与方針に基づき、博士前期課程、博士後期課程とも、教育課程表に配置された科目から所定の単位を修得し、学位論文を提出することを求め、専攻内規《資料IV-4-9》に則り合格とされた者に、修士（経済学）あるいは博士（経済学）の学位を授与することを定めている。博士前期課程では、大学院生は1年次の10月に修士論文の構想を発表し、2年次には2度の修士論文中間報告会で論文の概要の発表を行い教員の指導を受ける。審査については、大学院生は12月に予備審査用の論文を提出し、予備審査委員会（主査1名、副査2名から構成）から助言を受け、これをもとに論文を再検討し、1月に正式に論文を提出する。審査委員会（構成は同上）は、提出された論文の審査及び最終口述試験を行う。課程博士の場合は、博士後期課程3年次の学生は論文進捗状況報告書を提出し、これに基づき課程博士指導委員会（指導教授を含まない3名の委員によって構成）から指導を受け、同委員会で論文提出を認められたときのみ、論文を提出し本審査を受けることができる。本審査では、審査委員会（本研究科担当教員3名以上から構成、主査は指導教授）により論文審査及び公開形式で最終口述試験が行われる。論文博士の学位は、本研究科の行う博士論文審査に合格し、かつ、本研究科博士後期課程を修了した者と同等以上の学識を有することが確認された場合に授与される。論文審査では、まず予備審査委員会を設け、そこで研究論文としての要件を満たしていると判断された場合に本審査を行う。本審査の体制及び方法は課程博士の場合と同様である。上記のいずれの場合も、審査委員会は審査の結果を審査報告書にまとめ研究科委員会に提出する。研究科委員会では審査報告書に基づき審議を行い、学位授与の可否が決定され、学位が授与される。

#### ◀10 経営学研究科▶

これまでの20年間で17名の課程博士を輩出している。国籍は日本がもっとも多いものの、中国、韓国、タイなどと複数国の優秀な大学院生を育ててきた。副専攻制度を設けて、学生の教育指導を行っている。また、前期課程を1年間で早期修了可能な制度を設け、その効果的運用のために学部と連動して、学部学生の内に大学院の講義科目を履修して単位を早期取得可能とした。学部学生の当該制度利用者も増えてきている。早期修了制度につ

いては、履修要覧《資料IV-4-6》等に明記されており、学生・周知させている。

#### 《11 外国語学研究科》

本研究科での学位授与過程を略述する。神奈川大学大学院履修要覧《資料IV-4-6》に示してあるとおり、本研究科の博士前期課程では、大学院生は1年以上在学し、本研究科の定める授業科目について所定の単位（「指導教授」の「演習」4単位を含めて20単位以上）を取得し、外国語認定試験に合格した場合に、修士論文の審査を申請できる。修士論文の審査に当たっては、各申請者に対して、外国語学研究科委員会（研究科担当の全教員が招集される会議）によって主査1名・副査2名の審査員が定められる。3名の審査員は、申請者に口述試験を行い、その結果は同委員会の審議に付される。同委員会の場では、個々の修士論文が回覧され、主査による論文の内容説明・審査報告ののち質疑応答がなされる。その後、投票により、出席者の3分の2以上の賛成があれば、修士論文は合格とされる。所定の修了単位（「指導教授」の「専攻科目」4単位と「演習」8単位とを含めて32単位以上）を満たし、修士論文の審査に合格した大学院生には、修士（文学）の学位が授与される。修士論文の評価基準については、履修要覧の「成績評価」の欄に、「当該研究領域における修士としての必要な知識を修得し、必要に応じて当該研究領域における問題を的確に把握し、解明する能力を身につけているか」など6項目にわたって明示してある。

本研究科博士後期課程の大学院生は、履修要覧に示してあるとおり、当該課程に3年以上在学し、本研究科の定める授業科目について修了要件（「指導教授」の「演習」12単位と「専攻科目」4単位を含む20単位以上）を満たす見込みのある場合、外国語認定試験を受けたのちに、博士論文の審査を申請できる。博士論文の審査に当たっては、学外の審査員を含む5名の審査員が外国語学研究科博士後期課程専門委員会によって定められる。5名の審査員は「口述試験」を行い、その後の「公聴会」を経て、審査結果は同委員会の審議に付される。同委員会では、当該の博士論文が回覧され、主査による論文の内容説明と「口述試験」「公聴会」の結果報告ののち質疑応答がなされる。その後、投票により、出席者の3分の2以上の賛成があれば、当該博士論文は合格とされる。前述の修了要件を満たし、博士論文の審査に合格した大学院生には、博士（文学）の学位が授与される。博士論文の審査基準についても、履修要覧の「成績評価」の欄に、「研究者として自立して研究活動を行うに足る、又は高度の専門性が求められる社会の各分野において活躍しうる高度の研究能力と豊かな学識が身につけているか」など6項目にわたって明示してある。

上述のとおり、本研究科の学位授与は、それぞれの申請者に対して、複数の審査員による審査と、外国語学研究科委員会・外国語学研究科博士後期課程専門委員会での審議とを組み合わせ、公正かつ適切になされている。

#### 《12 人間科学研究科》

本研究科では、履修要覧・シラバス《資料IV-4-6》に記載された学位審査プロセス（学修の流れ、成績評価について、教育課程表）に従い、学位授与（修了認定）が行われている。学位審査プロセスでは、中間報告会を経て、最終の公聴会（博士後期課程）あるいは発表会（博士前期課程）を行い、その間主査・副査の双方から指導を受けられる体制となっている。また、学位授与の基準を明確にするための議論の結果、博士論文提出要件として、査読付学術論文誌に最低でも1篇の論文を公表していることを定めた。

#### 《13 理学研究科》

学位授与基準（ディプロマ・ポリシー）に従って学位を授与している。専攻ごとに、学位論文の提出以前に語学認定試験を行い、学位論文の公聴会、口述試験を実施、主査と2～3名の副査により判定し、主査から学位論文審査要旨が提出され、最終的には、本研究科として、理学研究科委員会、博士後期課程専門委員会でそれぞれ修士、博士の学位を認定している。博士前期課程については、早期修了制度を2013年度に導入した。改組に伴って学位授与方針を適切に設定しなおし、それに基づく学位授与基準と内規に基づいて学位を授与する。

#### ◀14 工学研究科▶

『大学院履修要覧・シラバス』《資料IV-4-6》の学修フローチャートに従って審査・手続きが行われ、3月の工学研究科委員会において修了認定（修了要件単位数修得の確認）及び学位授与認定（提出論文の審査合格の確認）を審議承認する。博士前期課程では、大学院生は2年次の6月に行われる中間発表審査会（中間審査）に合格しなければならない。それに不合格となった場合、2年次の年度末の修士論文発表会（本審査会）の審査資格を失う。また、修士学位取得の条件には、かならず学会発表の実績が求められている。提出された修士論文を審査し、2月に本審査と判定会議を行い、学位にふさわしい実績をあげているか検証している。中間審査会と翌年の2月の本審査発表会には全教員が出席して指導・評価している。本審査会だけでなく、中間審査においても前刷を作成させて発表させている。博士後期課程では、2年次の11月頃に中間発表審査会の厳しい審査を経て、3年次の年度末に博士論文発表会に臨むことになっている。博士後期課程では、国際誌への論文発表が必須条件であり、それを満たさない状態では学位取得はできない。提出された博士論文を審査し、2月に本審査・判定会議、及び公聴会を行い、学位にふさわしい実績をあげているか検証している。主査及び副査による検討の上、各コースの判定会議、専攻会議での確認の上、工学研究科委員会で認定している。その後、全学の大学院委員会においても各研究科からの修了認定及び学位授与認定を審議承認し、学位授与が行われる。

#### ◀15 歴史民俗資料学研究科▶

博士前期課程では、2回の論文中間報告会を経た後、提出された修士論文について、指導教員を含む3名の審査員による口述試験を行う。それを基に審査報告書を作成し、最終的には研究科委員会において審査する。博士後期課程では、1回の論文中間報告会を経た後、提出された学位論文について3名以上の審査員による口頭試問をおこなう。それを基に審査報告書を作成し、最終的には研究科委員会において審査する。